

公聴会における意見の概要

日時：平成22年5月19日（水）

場所：環境省第一会議室

案件：構造改革特別区域内において狩猟鳥獣（ノヤギ）を定めることについて

1. 公述人

公述人	賛否	賛否に係る理由
(財)日本自然保護協会 理事長 田畠 貞寿	賛成	奄美大島は、奄美・琉球諸島を代表する固有な生態系を有し、政府として世界自然遺産登録を目指すうえで様々な保全管理が急務である。その一つとして、食害や踏圧による植生破壊や崖崩れなど生態系へ被害を及ぼしているノヤギの対策があげられる。ノヤギの将来的な完全駆除を目指し防除を実施する際に、今回の特区制度は一定の効果が期待できると考える。
奄美哺乳類研究会 会長 阿部 優子	賛成	野生化したヤギが、奄美大島の貴重な生態系にあたえる影響をこれまで調査しており、奄美大島と周辺の属島のおよそ半分の自然海岸植生が、ヤギの食害によって消失し、それにともなう海域への土壤流出や植生遷移の阻害が生じているという実態及び駆除へ向けた提言を報告書や新聞等で発表してきた。また、近年奄美大島では「ヤギの放し飼い防止に関する条例」の施行により、「ノヤギ」を野生動物として明確に定義することができるようになったため、鳥獣保護法のもとで狩猟鳥獣に加えることは可能かと思う。こうしたことから、ノヤギを従来のように有害鳥獣としてだけでなく、狩猟鳥獣としても駆除が可能になる今回の提案に本研究会は賛同する。
(社)畜産技術協会 副会長 石原 哲雄	賛成	山羊は強健、敏捷で食性の幅が広く、地勢、植生、飲水が厳しい条件下にあっても適応し、通年繁殖し、双子率が高いなど増殖力も強い。人為的に持ち込まれ、各地で飼育放棄され、ヒトの管理を離れて増殖したノヤギは、餌となる草本等が欠乏すれば樹木類の根部までも掘り起こして食べるなど、自然の多様性を維持する上で危険な動物と言える。従って、ノヤギの増加により自然の植生が脅かされている地域においては、土壤・生態系を維持するために、生息する個体数の削減や完全に駆除することが大切と考える。さらに、捕獲により得られるノヤギの肉、毛皮などは自然からの恵みであることから、ヒトの生活に役立てることが自然の摂理にかなうものであり、地域振興の一つとして活用すれば地域住民の為にもなると考える。
(社)大日本猟友会 会長 舛井 寛一	賛成	ノヤギによる、海岸部崖地の食害がもたらす土砂流出・植生被害、及び森林内希少動物への影響も懸念されることから、合理的判断と考える。
東京都知事 石原 慎太郎	賛成	狩猟期間中の捕獲が期待できる。
長崎県知事 中村 法道	賛成	本県においても無人島を中心ノヤギの食害による土砂崩壊が発生しており、最近も有害鳥獣捕獲許可により駆除を実施している地域がある。本県ではヤギ肉の食習慣がないことから、狩猟鳥獣化による捕獲促進効果については未知数であるが、構造改革特別区域内において狩猟鳥獣とすることについては異論はない。
鹿児島県知事 伊藤 祐一郎	賛成	当県では、奄美大島において島民が食用に飼育していたヤギの一部が野生化し、食害により絶滅危惧種の植物を含む植生に回復困難な破壊等をもたらすおそれがあることから、有害鳥獣捕獲を平成18年度から実施している。今後も生態系等への影響を考慮すると、早急に個体数を減少させていく必要があることから、構造改革特別区域においてノヤギを狩猟鳥獣に追加することにより、捕獲を効果的に進めていくことが適当であると考える。
沖縄県知事 仲井眞 弘多	賛成	本県ではノヤギによる農作物被害が発生しておりノヤギを狩猟鳥獣に加えることにより、狩猟での捕獲による個体数の調整が期待できる。また、本県ではヤギを食べる文化があり、鳥獣保護法第2条第3項による狩猟鳥獣の定義における肉又は毛皮を利用して捕獲する鳥獣にあてはまるため。

2. 傍聴者（3名）

傍聴者からの発言はなし